

# 川崎市就学奨励規則の一部改正について

## 1 制度の趣旨及び概要

学校教育法第19条に掲げる就学援助の趣旨に沿って、学齢児童又は学齢生徒の保護者に対して必要な援助を行う制度。

### 【学校教育法第19条】

「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」

- ・保護者が、その子に義務教育を受けさせるための経費が経済的理由で負担できず就学困難と認める場合に、必要な援助をする。
- ・教育の機会均等の理念に基づき9年間の義務教育の円滑な実施に資することを目的としている。

＜表 就学奨励費 支給費目（参考・平成30年度）＞

区分	学用品 通学用品費	校外活動費	夏季施設 参加費	自然教室 参加費 (食事代)	通学費 小2km以上 中3km以上	新入学 児童生徒 学用品費等	修学旅行費	クラブ 活動費	学校給食費	学校病 医療費	日本スポーツ 振興センター 災害共済掛金				
小学校	1年	11,420円 (年額)	1,570円 (年額)	—	—	40,600円	—	—	—	—	—				
	2～5年	13,650円 (年額)		実費 (上限22,200円)	小5 3,080円	実費						—	実費	実費	掛金免除
	6年	—		—	—	—						新入学準備金 57,400円	実費 (上限17,900円)	—	—
中学校	1年	22,320円 (年額)	2,270円 (年額)	—	3,080円	47,400円	—	—	20,040円 (年額)	—	—				
	2年	24,550円 (年額)		実費 (上限38,700円)	—	—			—			13,080円 (年額)	実費	実費	掛金免除
	3年			—	—	—			実費 (上限64,800円)			5,640円 (年額)			
生活保護受給者 (金額は上記のとおり)	—	○	—	○ 小5・中1	—	—	○ 小6・中3	—	—	○	○				

※「新入学準備金」は新中学1年生に対する入学前支給費目であり、H31年度入学予定者から57,400円に支給額が増額される

## 2 「就学奨励システム」の導入の目的と事務負担の軽減

### (1) 就学奨励事務の課題及び就学奨励システム導入の目的

現在、就学奨励における申請、認定、請求及び支給等の各種事務手続は全て手作業で行われており、年間およそ12,000件の申請書類の確認や、認定手続における各種書類の作成作業は、学校及び事務を所管する学事課にとって大きな負担となっている。これらの課題を解決し、正確かつ効率的な就学奨励事務を実施するため、就学奨励事務のシステム化に着手し、「就学奨励システム」を本年2月に稼働した。

### (2) 事務負担の軽減

「就学奨励システム」の導入に伴い、従来手作業で行っていた事務作業が次のように変更され、学校及び学事課の事務負担が軽減されることとなる。また、それに伴い

従来までの事務手続にも変更が生じることとなる。

ア これまで学校から配布していた申請書を学事課から直接各家庭へ送付する。

イ システムによる管理が行えるため、学校が手入力で作成していた申請者名簿をバーコードで読み取り作成する。

ウ 申請書、添付書類の確認等を学事課で行う。また、認定結果を学事課から申請者へ直接通知する。

エ 学校が全て手書きで作成していた請求書類や支給状況管理のための帳票等をシステムで出力し、内容に変更がある場合に加除訂正する。

オ 就学援助費を支給対象者に支給、又は学校長に交付する。

これらの変更により、学校等が手作業で行っている事務手続に基づく規定となっている現行の川崎市就学奨励規則を、「就学援助システム」導入後の事務手続きに基づく規定となるよう、規則を一部改正する必要がある。

### 3 川崎市就学奨励規則の主な改正の内容

(1) 就学援助申請時に学校で行っていた確認作業を教育委員会で行うため、これまで学校長が作成していた世帯票を廃止する。

(2) 学校から申請者へ通知していた認定結果を、教育委員会から申請者へ直接通知するものとする。

(3) 就学援助費を支給対象者に支給、又は学校長に交付する。

### 4 川崎市就学奨励規則の一部を改正する規則の施行日について

(1) 施行日

平成31年4月1日

(2) 理由

就学援助システムの導入に伴い、各小中学校と教育委員会における就学援助事務手続を変更するため。

### 5 今後のスケジュール

時期	内容
4月上旬	学齢児童生徒の保護者に対して就学援助申請書を教育委員会から郵送
4月下旬	小中学校を通じて申請書が教育委員会あてに送付される
6月上旬	就学援助システムにより認定不認定の審査を実施する
7月中旬	認定基準を満たした学齢児童生徒の保護者に対する就学援助費の支給

# 就学援助事務手続の変更点について

